特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット

事務局規程

第１章 総 則

（目 的）

第１条 本規程は、特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット（以下「当法人」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第２章 組 織

（事務局）

第２条 事務局は、総務、企画広報、事業等必要な業務全てを運営する。

２　事務局が行う業務については、以下のとおりとする。

（１）　理事会運営

（２）　資金管理、経理並びに予算策定及び管理

（３）　事務局運営における総合調整

（４）　人事及び労務

（５）　コンプライアンス及びリスク管理関係（コンプライアンス委員会の運営を含む）

（６）　内部通報窓口

（７）　規程類の制定及び改廃

（８）　購買その他の内部システム関係

（９）　広報、プロモーション及び事業報告

（１０）国内外動向調査分析提言

（１１）助成金等申請

（１２）システム構築及び運用

（１３）研修（インターン生）

（１４）その他上記に関連して理事会または理事長が指示した事項

第３章 職 制

（職員等）

第３条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 専任職および非常勤職

２ 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第４章 職 責

（職員の職務）

第４条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

(1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(2) 各部の専任職は、事務局長の命を受けて、各部の業務に従事する。

（職員の任免及び職務の指定）

第５条 職員の任免は、理事長が行う。

２ 職員の職務は、事務局長が指定する。

第５章 事務処理

（事務の決裁）

第６条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、法令、定款股はこの法人の規程に定める事項は、理事長若しくは専務理事又は理事会の決裁を経なければならない。

（代理決裁）

第７条 理事長、専務理事又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

２ 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

（規程外の対応）

第８条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

（細 則）第９条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改 廃）

第１０条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和８年６月１日から施行する。